公	安	委	員	会	審査請求に関する情報公開・個人	令和	令和2年5月14日			
説明資料No. 1				1	情報保護審査会への諮問について	長	官	官	房	

公 安 委 員 会 説明資料No. **2**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に 関する法律施行規則及び遊技機の認定及び 型式の検定等に関する規則の一部を改正 する規則の一部を改正する規則案について

令和 2 年 5 月 1 4 日 生 活 安 全 局

1 趣旨

平成30年2月、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則(平成29年国家公安委員会規則第9号。以下「改正規則」という。)を施行し、遊技球の獲得性能に係る遊技機の基準の見直しを行ったが、今般、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、改正後の基準に係る遊技機への入替が困難となっており、また、入替等に伴う感染拡大の防止を図る観点から、改正規則の附則を改正し、経過措置期間の延長を行うもの。

2 改正の概要

改正前の基準により認定を受けた遊技機又は検定を受けた型式に属する 遊技機について、営業所への設置が認められる経過措置期間を1年間延長 する(ただし、本改正の施行日以降に経過措置を終了することとなる遊技 機に限る。)。

3 意見公募手続

本規則案については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、緊急に措置を講じる必要があるものであり、行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第4項第1号に規定する「公益上、緊急に命令等を定める必要がある」場合に該当することから、意見公募手続を実施しない。

4 施行期日

公布の日

公安委員会

説明資料№. 3

新型コロナウイルス感染症への 対応について 令和2年5月14日

警 備 局

1 感染者数【5月12日時点】

- (1) 国内における感染状況~15,874人(死亡643人)
- (2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況~712人(死亡13人)
- (3) 世界における感染状況~4,126,474人 (死亡284,735人)

2 最近の政府等の対応

- (1) 新型インフルエンザ等特措法に基づく政府対策本部を設置 (3月26日)。「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定 (3月28日)
- (2) 全ての国・地域からの入国者に対し14日間の待機等を要請、これらの国において発給された査証の効力を停止、査証免除措置を順次停止(4月3日から運用開始)
- (3) 4月27日、ロシア、ペルー等14か国の全域を入国拒否対象地域に指定。これ を含む計87か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否(4月29日から運用開始)
- (4) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を公示。5月4日、 引き続き全都道府県を緊急事態措置の対象とし、緊急事態宣言に係る緊急事態 措置を実施すべき期間を5月31日まで延長する旨を公示。同日、「新型コロナ ウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更。東京都及び大阪府、北海道、 茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫 県、福岡県の13都道府県を引き続き、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取 組を進めていく必要のある「特定警戒都道府県」とするとともに、特定警戒都 道府県以外の特定都道府県は、「三つの密」の回避を中心とした、より社会経 済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行。
- (5) 5月14日(本日)、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」において、 地域ごとの感染者数の動向、医療提供体制のひっ迫状況などを分析予定。

3 警察の対応

- (1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ(3月26日)
- (2) 感染による混乱の防止・国民の不安解消のための対応
 - 空港、医療施設等における警戒警備の実施
 - 関連する犯罪の取締り及び防犯情報の提供
 - 知事の住民に対する外出自粛要請に伴う対応(警戒活動を通じた声掛け等)
 - 所管団体によるガイドライン作成への指導・助言
- (3) 警察が所掌する行政手続における対応
 - 感染等を理由に運転免許等の更新ができなかった場合の取扱いに係る法的 解釈の整理・周知
 - 事前申出による同一運転免許証での運転等可能期間の延長措置
 - 教習期間の弾力的運用や事前申出による技能試験免除期間の延長措置による運転免許センターや自動車教習所等の一時閉鎖等に伴う不利益の軽減
- (4) 警察活動における警察職員の感染防止等
 - 様々な警察活動における感染予防対策の徹底
 - 感染確認時における具体的な業務継続の検討